

調布市議会改革検討代表者会議第8回会議日程

平成24年 4月 5日午後2時
於 全 員 協 議 会 室

- 1 第7回代表者会議における合意事項【合意資料4】
 - (1) 一問一答方式の導入について
 - (2) 陳情・請願内容のホームページ掲載について
 - (3) 上程時質疑の通告・時間制限・公開について
 - (4) 傍聴者への環境整備について

- 2 検討・協議事項
 - (1) 災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成について（継続協議）【資料20の1P】
 - (2) 委員会席配置変更について（継続協議）【資料20の1P】
 - (3) 請願・陳情者の提出説明について（継続協議）【資料20の2P】
 - (4) 傍聴者への保育・手話等サービス提供について（継続協議）【資料20の2P】
 - (5) 傍聴者への環境整備について（継続協議）【資料20の3P】
 - (6) 議会報告会等について【資料20の3P】

 - (7) 土・日・夜間の市議会開催について【資料20の4P】

 - (8) 議会運営委員会について【資料20の4P】

- 3 その他

合意資料4：第7回代表者会議合意事項

資料20：第8回検討資料

資料21：(仮)調布市議会災害対策支援本部の設置（案）

資料22：傍聴者への保育・手話サービス等検討資料

合 意 事 項

第8回代表者会議報告
(平成24年4月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
1. 一問一答方式の導入について							
⑦ 議会と市長・執行部との関係	74	一般質問の一問一答制導入		①質疑（質問に対する答弁）や論点が明確になる。 ②議論の活性化が期待される。	□一般質問は、「一括質疑方式」と、「一問一答方式」のいずれかを選択することとし、早期に試行実施していく。	□一般質問質疑は、「一括質疑方式」と、「一問一答方式」のいずれかを選択することとし、試行していく。 □反問権は、継続して協議する。 □質問通告方法等具体的な手続き等は、引き続き今後の協議の中で定めていく。 □質問席については、引き続き協議していく。 □実施時期については、具体的な手続き等定めた中で早期に実施する。	■市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問は「一括質疑方式」と「一問一答方式」のどちらかを選択する方法により行うものとする。
	75	一問一答形式とし、反問権を付与					
	76	※32 一問一答、一括質問が選択できる規定の整備（反問権も付与する）					
	77	※38 一問一答制の導入（段階的には再質問からでも）					
2. 陳情・請願内容のホームページ掲載について							
⑥ 広報・広聴機能の充実	47	陳情文書票のホームページ掲載		陳情・請願の内容を速やかに公表することにより、開かれた議会及び議会活動の情報提供を推進する。	□陳情・請願を受け付けた時は、定例会前の議会運営委員会で確認を得て速やかに公表していく。	□陳情・請願を受け付けた時は、定例会前の議会運営委員会で確認を得て速やかに公表していく。	■市民に開かれた議会及び議会活動の情報提供を推進するため、陳情・請願の内容を速やかに公表していく。

合 意 事 項

第8回代表者会議報告
(平成24年4月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	座 長 案			確認事項	方向性
			予算	主旨・目的			
3. 上程時質疑の通告・時間制限・公開について							
⑦ 議会と市長・執行部との関係	78	上程時質疑の文書通告・事前公開	○	議案上程時における質疑は文書通告手続きをし、議会運営委員会の確認を得て速やかに公表することにより議会活動の情報提供を推進する。	<input type="checkbox"/> 一般質問の通告の例により、定例会前の議会運営委員会開会前日（土・日・祝日を除く。）17時までに、文書で通告する。 ただし、追加議案及び議員提出条例案における質疑は、後段議会運営委員会開会1時間前までに、文書で通告する。（追加議案がある時は、後段幹事長会議を午前中に開会する。） <input type="checkbox"/> 議員提出議案（決議・意見書）における質疑は、従前のおりとする。	<input type="checkbox"/> 定例会前の議会運営委員会開会前日（土・日・祝日を除く。）17時までに文書で通告する。 ただし、追加議案及び議員提出条例案の質疑は、後段議会運営委員会開会1時間前までに通告する。 <input type="checkbox"/> 議員提出議案（決議・意見書）の質疑は従前のおりとする。 <input type="checkbox"/> 上程時質疑は、議会運営委員会です承後、速やかに公表していく。 <input type="checkbox"/> 質疑は議案の包括的な質疑とする。 <input type="checkbox"/> 時間制限はしないが、課題が生じた時は、改めて協議する。 <input type="checkbox"/> 平成24年第1回定例会から実施していく。	■ 市民に開かれた議会及び議会活動の情報提供を推進するため、議案上程時における質疑内容を速やかに公表していく。
	79	上程時質疑における通告制と時間制限		<input type="checkbox"/> 上程時質疑は、議会運営委員会において了承後、速やかに公表していく。 <input type="checkbox"/> 質疑内容は、上程される議案について包括的な質疑とする。 <input type="checkbox"/> 質疑時間の制限はしないが、課題が生じた時点で改めて協議する。			
	80	上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論その内容と時間制限の見直しを		<input type="checkbox"/> 平成24年第1回定例会から実施していく。			
4. 傍聴者への環境整備について							
④ 傍聴者への環境整備	36	傍聴満席時における別室音声対応	○	委員会室の傍聴席数が限られていることから、傍聴席満席時において別室にて音声対応を図る。 <input type="checkbox"/> 傍聴席が満席の時は、別室にて音声対応を図る。 3委員会同時に満席ということは過去に例はないが、その場合は今後協議していく。	<input type="checkbox"/> 傍聴席が満席の時は、別室にて音声対応を図る。	■ 傍聴席満席時における対応を図ることにより、傍聴環境の整備を図る。	

第 8 回 検 討 資 料

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
1. 災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成について				
⑩ その他	125	災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成	民主・社	
2. 委員会席配置変更について				
⑧ 議会の 機能強化へ 向けて	101	常任委員会席配置（コの字）変更	創政会	
	102	議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように	元気派生活者	
	103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行を目指す	共産党	
	104	委員会室における議員テーブルの配置を口型にする	共産党	
	105	議員間の自由討議を図る（委員会など議員間の自由な討議により合意形成を図る）	生活者	

第 8 回 検 討 資 料

第8回代表者会議提案
(平成24年4月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
3. 請願・陳情者の提出説明について				
⑤ 陳情・請願	40	陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについては、当該委員会にその数を報告する	共産党	
	41	陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる	共産党	
	42	請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けること	元気派	
	43	国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする	創政会	
	44	陳情・請願の提出者が説明をする機会を設ける	生活者	
4. 傍聴者への保育・手話等サービス提供について				
④ 傍聴者への環境整備	29	事前予約による託児・手話サービスの提供	創政会	
	30	保育室を設置するか、ないしは子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める	共産党	
	31	予約制手話通訳・要約筆記・保育施設整備	民主・社	
	38	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること	元気派	
	39	傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める（本会議場等車椅子傍聴可能・手話・要約筆記）	生活者	

第 8 回 検 討 資 料

第8回代表者会議提案
(平成24年4月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
5. 傍聴者への環境整備について				
④ 傍聴者への環境整備	36	傍聴満席時における別室音声対応	創政会 民主・社	第7回代表者会議において、「傍聴席が満席のときは、別室にて音声対応を図る」ことを合意了承済み
	37	傍聴者・ネット等視聴者に、議案・審議資料をわかりやすく提供	みんな	
6. 議会報告会等について				
③ 議会と市民との関係	16	議会報告会	公明党	
	17	議会報告会・意見交換会の開催	元気派	
	18	地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する	生活者	
	21	議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施	公明党	
	22	市議会（機関）として、一定エリアをカバーする地域議会報告会を開催する	共産党	

第 8 回 検 討 資 料

第8回代表者会議提案
(平成24年4月5日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
7. 土・日・夜間の市議会開催について				
③ 議会と市民との関係	23	土・日・夜間市議会の開催	共産党	
	24	土日・夜間議会の開催	元気派	
	25	夜間・土日議会を開催する	生活者	
8. 議会運営委員会について				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	96	議会運営委員会は、法令の定めに準拠し、運営についても議会運営全般（先例・申合せ含む）所管事項とする	民主・社	

(仮) 調布市議会災害対策支援本部の設置 (案)

(仮) 調布市議会
災害対策支援本部

調布市において地震等の災害が発生したときに、調布市議会が調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員の迅速かつ適切な対応を図るため災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

- 議会事務局の対応
- 市災対本部の情報を支援本部へ提供する。
 - 議員からの情報を本部長名で市災対本部へ提供する。
 - 事務局職員は、支援本部の業務に従事する。
 - 本部機能を補佐する。

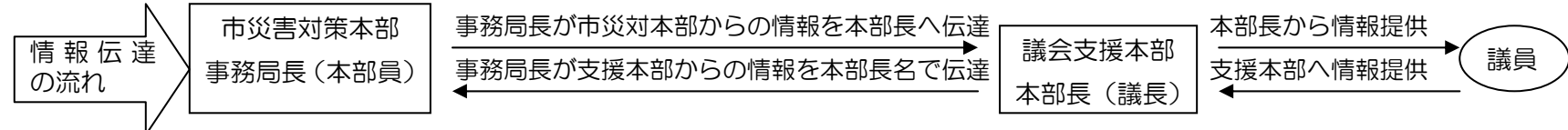
議会支援本部
議員の対応

- 本部長→議長
副本部長→副議長
- 支援本部の指揮命令系統の明確化

支援本部の所掌事項

- 議員の安否等の確認
- 市災対本部の情報収集と議員への情報提供
- 市内災害情報の収集及び市災対本部への情報提供
- 地域の被災状況及び避難所等の調査
- 必要に応じて市議会としての対応策協議及び国・都等への要望
- その他本部長が必要と認める事項

- 自らの安否及び居所または連絡先を本部に報告し、連絡体制を確立する。
- 支援本部からの情報を受け、地域市民及び被災市民等へ適切な情報を提供すること。
- 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。各議員が単独で、直接市災対本部へ情報提供するのではなく支援本部に連絡する。
- 各地域における支援活動に協力すること。
- 各地域において被災者に対する相談・助言等を行うこと。
- 災害時等に備え、救急救命講習等受講すること。



※ (仮) 調布市議会災害対策支援本部設置要綱の作成、 ※ (仮) 調布市議会基本条例に位置づける。

傍聴者への保育・手話サービス等検討資料

種 別	実施要件	本会議	委員会	委員会 (陳情審査)	人的措置		経 費
手話通訳	○	△ 審査日 スペース	△ 審査日 スペース	手話通訳者	手話通訳等派遣センター へ依頼	手話通訳者派遣 1時間14分まで 4,200円以降1時間毎に3,000円 人 数は内容、時間により決定	
要約筆記	○	△ 審査日 スペース	△ 審査日 スペース	要約筆記者	手話通訳等派遣センター へ依頼	手書きノートテイク派遣 1時間14分まで 3,200円以降1時間毎に2,000円 人 数は内容、時間により決定	

【課 題】

- 1 陳情審査は、審査日が確定できないため、手話通訳者の事前予約が難しい
- 2 委員会室における手話通訳者及び要約筆記者のスペースの確保